

## 大分大学厚生施設規程

平成16年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則第64条第2項の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）の学生食堂及び購買施設等（以下「厚生施設」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 厚生施設は、全学共用の施設として、学生及び職員の福利厚生並びに学生の課外教育に寄与することを目的とする。

### (施設の区分)

第3条 本学の厚生施設として、食堂、売店、会議室、和室、音楽鑑賞室、学習室等を置く。

### (管理運営及び委任)

第4条 学長は、厚生施設に関する管理運営を、学長が指名する理事（以下「理事」という。）に委任するものとする。

### (目的外使用)

第5条 理事は、特に有用と認めるときに、第2条に規定する目的以外に、厚生施設を使用させることができる。

### (損害賠償)

第6条 厚生施設を使用する者は、故意又は過失により設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

### (事務)

第7条 厚生施設に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課及び医学・病院事務部学務課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、厚生施設に関し必要な事項は、理事が別に定める。

#### 附 則（平成16年規程第97号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年規程第54号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年規程第54号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年規程第44号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年規程第88号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年規程第44号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。